

## 令和5年度主任介護支援専門員更新研修受講要件（変更部分のみ）

一般社団法人愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会

※主任介護支援専門員更新研修受講要件が令和5年4月1日より、下記の通り変更になります。赤色部分が追加、取り消し線は削除される箇所です。

### ①の1 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験者

[研修企画、講師、ファシリテーターの経験範囲等]

- ③介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件となっている法定資格の各種職能団体（※1）並びに主任介護支援専門員個人（※2）が実施する介護支援専門員向け研修の企画や講師、ファシリテーターを務めた者で、研修実施機関の証明があり、研修実施機関が確認できたもの。

[講師の取り扱い]

研修会の開催の趣旨や、説明の担当者は講師とせず、研修会の内容についての講義を担当したものとす。複数名での分担による講義については、單元ごとに担当した内容で講師とする。確認書類として、講義資料のコピーを提出することとする。

[ファシリテーターの取り扱い]

研修会の演習におけるファシリテーターにおいては、依頼された研修会の企画書、依頼状に加えて、ファシリテーター記録の提出をするものとする。（別紙）

[研修企画の取り扱い]

企画のみでは不可とする

[経験回数]

~~講師は1回以上、ファシリテーターは2回以上の経験とする。~~

講師は1回以上、ファシリテーターは2単位以上の経験とする。

ファシリテーターについて：研修会におけるファシリテーターの時間を積算して、3時間で1単位とし、2単位以上の実績を必要とする。1回の研修会において180分に満たないものについては、複数回の研修会でのファシリテーターの時間を積算し合計の時間が分かるように提出する。

（※1）各種職能団体について：一般法人、医療法人（病院）、学校法人（大学、専門学校等）も可とする

~~（※2）主任介護支援専門員個人が実施する場合の個人の扱いについて~~

~~事前登録制とする。予め事前に研修実施者本人及び研修内容のわかる書類（シラバスは必須）を提出し、登録したうえで実施すること。~~

~~（注1）個人での実施は、年間を通じて介護支援専門員に係る研修の企画から開催まで関わっていれば研修企画だけでも受講要件とする。~~

（注1）団体主催の場合は企画のみは受講要件としない。

（注2）愛知県以外で実施したものは、愛知県の基準に合致していれば受講要件として認める。

（注3）所属事業所や所属法人内での職員向け研修の講師やファシリテーターは受講要件としない。

### ②地域包括支援センターや職能団体が開催する法定外の研修等に平均して年4回以上参加した者

[対象となる研修]

#### ②研修実施機関

ア. 都道府県、市町村、地域包括支援センター、その他公的機関に類する団体等（各市町村の社会福祉協議会等）

イ. 愛知県居宅介護事業者連絡協議会、愛知県シルバーサービス振興会、愛知県社会福祉協議会、日本介護支援専門員協会（他県ブロック、県支部を含む）、日本ケアマネジメント協会

ウ. 介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件となっている法定資格の職能団体等（医師会、薬剤師会、看護協会、介護福祉士会、社会福祉士会 等）

※職能団体等には一般法人、医療法人（病院）、学校法人（大学、専門学校等）等を含む

~~エ. 主任介護支援専門員個人が実施する介護支援専門員向けの研修は、原則、個別要件①（①→③※2）の個人開催の研修に限る（事前登録制の研修）~~

エ. その他、上記の機関、団体に準ずるもので、主任介護支援専門員更新研修実施機関が適当と認めたもの。